闘（とう）華（か）

発　行：ユニオン東京合同
発行人：佐藤陽治
東京都千代田区三崎町2－17－8 皆川ビル301
TEL&FAX 03-3262-4440
メール　info@union-tg.org
ブログ　http://blog.union-tg.org/
ホームページ　http://www.union-tg.org/
郵便振替　００１１０－８－１２０６６１

だんけつ固めたはじめての合宿

５月連休の真っ只中の４、５日、ユニオン東京合同は、組合結成いらいの初企画であるレクレーションを行った。三浦半島の最南端にある城ヶ島の民宿での合宿である。メニューとしては、新鮮な魚料理を堪能し、さらには、切り立った断崖やウミウの生息地、緑豊かな公園を巡りつつ、磯辺でのいささか早い水遊びを楽しみ、宿においては若干の労働委員会闘争についての論議を行うという、欲張ったものであった。

思えば、今年は年初から疾風怒濤の日々であった。とりわけ、育成会闘争においては、育成会理事会が目論んだ児島組合員への「雇い止め」という解雇攻撃に対して、職場闘争、ストライキ、団交、労働委員会闘争、地位保全仮処分申立、弁護士懲戒請求などを連続的に行い、労災闘争での勝利を切り口として、「雇い止め」策動を粉砕した。この過程では、かなりの過重な闘争スケジュールを組み、組合の総力をあげて闘った。しかし、育成会理事会の労働者無視の姿勢が変わったというわけではなく、今後も新たな労組破壊・団結破壊の攻撃は不可避である。このような激闘の疲れを癒し、新たな闘いにむけ英気を養うべくレクレーション企画は行われたのである。

参加者は委員長を先頭に意欲的なメンバーが結集した。年齢層は、１９４０年代生まれから２１世紀生まれまでというかなりの幅広であり、総勢１０名。参加者は、５月４日、いくつかのグループに分かれて京浜急行で一路、三崎口駅を目指した。三崎口駅から城ヶ島までの道路は家族連れの車で一杯、おまけにバスの中も乗客で一杯、と先が思いやられる幕開けとなった。しかし、全員、民宿のチュックインタイム前に到着。計画としては、城ヶ島の島巡りを全員集合して行う、という構想も事前にはあったが、いくつかのグループに分かれての行動となった。

宿への全員集合は、夕食時間の２時間前。ゆっくりと風呂で汗を流したあと労働委員会闘争についての論議を行った。これで、もはや思い残すことはなく夕食に臨むことができ、いやがおうにもテンションは上がる。タイミングの良いことに、予定より早く夕食が運び込まれ、ビール、日本酒、焼酎でのどを潤いしつつ、料理にむしゃぶりつく。目玉料理はマグロのカマ。他にも刺身、サバ煮など魚料理が数多く並ぶ。おしゃべりが消え、次々と料理は平らげられていく。そのあとは酔っぱらって・・、うーん、記憶がない。

気づいたら朝。朝風呂を浴び、時間があるので磯辺で海を眺めていると、ぽつぽつと雨粒が落ちてくる。宿に戻り、ほどなく朝食。目玉焼き、あじの開きを平らげていると茶碗は２杯目に入っていた。どうして、宿の朝食はこんなに進むのだろー、うーん、ふ・し・ぎ。

さて、これでレクレーションの全日程は無事終了となったのだが、どうにも名残惜しくて仕方がない。２１世紀生まれ、さらには１０代の参加者を先頭に磯遊び。磯の潮だまりで蟹をゲット。だが、生憎な雨空模様は限界。本降りの気配なので引き上げることにした。道路渋滞もなく、のんびりと帰途につき、レクレーション企画は満喫されたのである。

【育成会分会報告】

労使対等の原則を拒否し、組合の質問に答えない育成会役員

昨年から今年にかけて大量の「派遣切り」と呼ばれた非正規職の解雇が行われている。正規・非正規を問わず、闘わなければ生きていない時代だ。ユニオン東京合同は、２００９年2月２７日付けで送られてきた3月３１日をもって雇い止めをするという組合員にかけられた雇用期間終了（＝解雇）の予告通知を3月３０日に撤回させた。ここに至る攻防は激しかったが、多くの非正規の労働者との連帯・団結をかけて組合は闘った。

全日本手をつなぐ育成会（以下、法人）は3月５日には労基署で当該の労災申請が認定されたことを知り、翌６日には労基署の担当官から法人の事務局長に電話も入っているにもかかわらず、3月１２日の団交で「確認のため、労基署からの通知をＦＡＸでよいので届けば『雇用契約終了の予告通知』を撤回するかの判断をする」と判断を遅らせた。当該が労基署の労災の給付の通知をＦＡＸしたにも関わらず、「労災の認定がわからない。解雇撤回するかの判断ができない」という態度に固執した。一日に何回も労基署の担当官とも話をしながら、①「FAX で送られた労基署からのハガキがよく見えない」②「労災の期間がわからない」などの言い訳を続け、法人側は「認定と給付の関係」がわからないふり（？）を続けた。労基署の担当官が「労災が認定されたから給付があるのだ」という説明しても全く理解できなかった（？？）らしい。ＦＡＸで送られたハガキの字が見づらいのなら職場にいる当該に声をかけてハガキを確認すればいいだけのことだ。当該に声をかけないことが、つまり「みそ」なんだろう。

このようなことから考えても、撤回しても気が抜けるものではない。案の定、解雇予告撤回後も不当労働行為は継続する。

解雇予告撤回後も続く不当労働行為

４月１日、この日は新年度の給与辞令を出す日。理事長が職員一人ひとりに、辞令を手渡す日である。理事長は、児島組合員に対して、「体調が一番大切であり、まだ業務のことまで判断できていないので、今日は渡せるものがありません。話し合いながら追って準備したい」ということを話した。

４月２日に、団交に出ている伊藤弁護士、平野弁護士の連名で、組合あてに弁護士から「抗議文」が届いた。内容は、３月３０日に組合の委員長、副委員長が事務所にきて業務の妨害をしたというようなデタラメなものだ。そもそも3月３１日限りでの解雇予告を正当な理由もなく撤回をぐずり、当該が裁判所に地位保全の訴えまで起こすなか、ようやく解雇予告を撤回するまでの判断遅滞への責任がある。３月３０日の組合による申し入れは全く正当だ。理事長は解雇予告とその撤回の判断遅滞を謝罪すべきである。それを法人名ではなく弁護士が組合に対してこのようなデタラメ千万の通知書を出すことは全く許せない。

さらに、４月１日の理事長の言にも反し、４月１０日に児島さんの自宅に、またも２０１０年3月３１日での雇い止めを含む「雇入通知」を送りつけてきた。理事長は、「話し合って」と言いながら、何も話さないうちに、一方的に送りつけてきたのである。それも０８年の労働災害の被災時は、労働契約上は「資料作成･情報発信業務等」となっていたところ、重量物を扱う作業への急な配置転換で腰痛を被災したのだが、今回の雇入れ通知で、本来の「資料作成・情報発信業務等」に戻すのではなく、腰痛の労災が労基署で認定されてもなお、被災した時点での臨時の業務内容（本の発送業務）となっていた。

これには、当該も「いい加減にしろ」という怒りと落胆でまたも体調が悪くなってしまった。

そのうえ4月１５日には、上記雇い入れ通知の内容を（理事長と当該の）双方サインする雇用契約書まで組合宛にＦＡＸで送りつけてきた。どこまで不当な行為を続けるつもりなのか。

経営法曹の指示で沈黙する育成会理事

４月１６日の団交で、このことの不当性を取り上げて見解を正したところ、団交に出ている理事は「見解の相違」と言った。それでは「双方の見解とはそれぞれどういうもので、どう相違する、と認識して

いるのか」の説明を求めたところ、伊藤弁護士が口を挟もうとする。当該理事がどういう「見解」に基づいて発言をしたのかを尋ねているのであり、発言した当の本人をさしおいて伊藤弁護士が説明をすることではない。組合が当該理事に発言を求めたのに、伊藤弁護士が当該理事に対し「言う必要ない、黙っていて」と指示をした。組合は、当該理事本人の回答発言を求め、弁護士が割って話そうとする度に当該理事に発言を促して回答を待ったので、組合・法人の「にらめっこ」状態が続き、その後６０分ほどは、法人も組合も一言も話さなかった。

このように、事実上の団交拒否の態度と解雇＝雇い止めの悪辣な意図は継続しているのであり、組合はこの意図を打ち砕くために、闘いを強化して職場闘争・団交・労働委員会闘争を軸にあらゆる闘いを展開していくぞ。ユニオン東京合同の３月解雇阻止闘争を「蟻の一穴」として堤防決壊状況を作るために、全ての非正規・正規の労働者の「生きさせろ！」という闘いとともにさらに闘うことを誓っている。

【ブリタニカ分会報告】

行訴弁論準備手続

４月２２日、４時５０分から東京地裁３６部でブリタニカ行訴の第１回弁論準備手続が行われた。この準備手続が行われた部屋は、法廷とは違って書記官室に付設されている会議室だった。ここで元・育成会事務局長の飯島さんの労働審判も行われた。

組合側は渡辺弁護士と佐藤委員長が出席、中労委側からは補助参加人である男沢、増田の両弁護士が出席した。団交に出てくる粟津が面白くなさそうに無表情で傍聴していた。

この日の手続は、原告である組合側から第２準備書面陳述だった。－といっても文書を提出するだけ－これで今回の組合側の主張の骨格が終了したことになる。日程調整に時間がかかっただけで、約２０分で終わった。

今後、組合側が提出した第２準備書面に対する反論の準備書面が６月５日までに提出することが決められた。次回は、弁論準備が同じ部屋で、６月１６日午前１１時から行われる。

従来はどうであったかは不明だが、現在の行訴はぎりぎりまで書面の提出で済まされるというのが実態のようだ。今回裁判所から提出要求されたのは、組合の主張ではなく、事実関係のみを○×で表すような形で要求された。このような、なぜ、どのような点が組合は認められないかの主張ができない書面の作成が不慣れのこともあって、かなり時間がかかった。今後法廷で言論戦をやるなどということはほとんど考えられないような状況ではあるが、とにかく組合は、奥井社長の証人出頭を勝ち取るために全力をあげていくつもりだ。

やはり、争議の主戦場は現場闘争ということだ。

【学習会報告 ＋】

裁判員制度実施阻止へ 5月一杯闘い抜こう!

Ⅰ．裁判員制度実施阻止学習会

４月１７日、中本源太郎弁護士を講師に招いて裁判員制度の学習会を開いた。急用などで予定より大幅に少ない８名の参加であったが、内容の濃い学習会となった。中本弁護士は、４ページにわたる細密なレジュメをもとに、１時間にわたって問題を提起した。項目を挙げると次のとおり。

１　裁判員制度の概要
２　陪審制との違い
３　なぜ、今、裁判員なのか、制度導入の背景
４　わが国の刑事裁判の問題点
５　改革課題の温存、先送り
６　裁判員制度は冤罪防止に役立たず、刑事司法を悪化させる

―　裁判員制度廃止へ

中本弁護士は以上のように全面展開しながら、冒頭、国民の８０％が裁判員になりたくないと表明している現状で、このまま施行してもよいのか大いに問題であるとし、また、相次いで都道府県単位弁護士会が反対または、施行延長を決めるなど、実施を前に裁判員制度反対の声が強まっていることを述べた。この裁判員制度を扱う事件は、死刑または無期

懲役など、重罰を科される事件だけであり、一部の例を除く２０歳以上の全員が裁判員の対象となる。果たして普通の人が死刑判決を出すことができるのか？！裁判員制度導入の目的は「国民の健全な社会常識を裁判に反映させる」ためとしているが、いままでの裁判はそれが欠けていて問題があったというのか？！裁判員制度では、非公開・密室の公判前整理手続が行われる。最近連続している冤罪は、果たして防止できるのか？！

要するに裁判員制度は、国の権力作用である司法権行使へ、国民を参加させて、自分が統治主体であると思い込ませて、国のために尽くす国民をつくるのが目的なのだ。つまり裁判員制度は現代の赤紙だ。

Ⅱ．裁判員制度実施阻止を目指す日比谷野音集会

学者、市民、弁護士など多彩な呼掛人による４月２１日の大集会は、折からの雨を突いて、全国から１９地域、２４団体など１８００名が参加した。組合はのぼり旗を立てて参加した。集会後、銀座デモが行われた。この日は、多くのマスコミが注目し、テレビ、新聞、雑誌などが取材した。裁判員制度の反対運動が開始されて以来、最高の報道がなされた。

Ⅲ．改憲阻止、裁判員制度反対集会

４月２１日集会の大成功に気をよくした高山俊吉弁護士は、５月２日文京区民センターの集会で、絶対に廃案にできるとの確信に満ちて、５月２１日まで、日弁連に対する闘争や、霞ヶ関デモ、銀座デモをやると高らかに宣言した。

≪行動予定≫

５月１４日(木) 最高裁、官邸、日弁連、法務省デモ
　　11：30　社会文化会館前集合
　　12：00　デモ出発
５月２０日(水)銀座、東京駅デモ
　　18：30　日比谷公園霞門集合
５月２１日(木)全国一斉行動

闘争経過・スケジュール			
4月	15日	水	法対会議。育成会から児島組合員の雇用契約書がFAXで届く
	16日	木	育成会団交。品川臨職庁舎前情宣
	17日	金	組合例会「裁判員制度」学習会。明大生協労組、大学会館前情宣
	18日	土	ふじせ社長宅情宣
	21日	火	裁判員制度実施阻止日比谷野音集会。
	22日	水	ブリタニカ行訴第2回審問。ブリタニカ社前情宣。日刊紙業東京支社前集会
	23日	木	機械工業新聞番町ﾊｲﾑ情宣
	24日	金	品川臨職庁舎前情宣
5月	1日	金	法対会議
	2日	土	改憲阻止・裁判員制度反対集会
	4日	月	レクレーション
	5日	火	
	7日	木	定期執行委員会
	9日	土	道州制・民営化反対全都労働者集会
	10日	日	外登法・入管法民族差別を許さない集会
	11日	月	法対会議
	14日	木	裁判員制度実施阻止霞が関デモ
	15日	金	ブリタニカ団交
	18日	月	労動委員会育成会事件審問、新件調査。
	20日	水	裁判員制度阻止銀座デモ
	21日	木	裁判員実施阻止全国一斉行動
	22日	金	学習会「道州制攻撃への反撃」
	23日	土	5・23狭山集会
6月	14日	日	全国労働者総決起集会
	19日	金	学習会「よみがえる旧軍・・・自衛隊は今」

編集後記：

嵐のような闘いの中の、ほんの束の間のレクレーション・城ヶ島合宿でした。とっても楽しかったね。・・・しかし、帰ってきたら、労働委員会の陳述書作りに追われっぱなしの日々。・・・次のレクはいつになるのかな～。まさか8年後!?（凛）

城ヶ島合宿は雨。白秋の嘆きか？ それとも恨みか？ 仕事以外で宿に泊まることは、いつ以来だろうか。半日だけの参加だったが、とてもいいレクだった。
雨は降る降る城ヶ島　団結固きレク合宿、なり。（俊）